

一 府県収税部の時代

1 明治22年6月 千葉県収税部出張所処務規程

達第一五九号

収 税 部

其部出張所処務規程、別冊ノ通相定ム

明治二十二年六月廿四日

千葉県知事 石田英吉

収税部出張所処務規程

第一章 組 織

第一条 出張所ニ所長一人所員若干ヲ置キ、収税属ヲ以テ之ニ充ツ

第二条 所長ハ知事及収税長ノ指揮ヲ承ケ、法律命令ニ従ヒ部内ノ事務ヲ掌理ス

第三条 所長ハ所員ヲ監督シ、其功過ヲ収税長ニ具状ス

第四条 所長ハ所員ニ出張ヲ命スルコトヲ得

但、所轄外ニ涉ルトキハ予メ収税長ノ指揮ヲ請フヘシ

第五条 所長ハ所員ニ事務ノ分掌ヲ命ス

第六条 所長ハ出張所処務ノ細則ヲ設クルコトヲ得

第七条 所長ハ主管ノ事務ニ付他ノ出張所及裁判所、郡役所、警察署、町村役場等へ照会往答スルコトヲ得

第八條 所長ハ其所轄内ノ町村吏員ヲ召喚スルコトヲ得

第九條 所員ハ所長ノ指揮ヲ承ケ各主務ニ服ス、所長事故アルトキハ上席ノ所員其職務ヲ代理ス

第十條 出張所ニ雇員ヲ置キ所長ノ指揮ニ依リ庶務ニ従事セシム

第二章 分科章程

第十一條 出張所ノ事務ヲ分テ地租係、雜稅係、收納係トス、其事務章程左ノ如シ

地租係

一 土地台帳及地図整理ノ事

一 地租台帳整理ノ事

一 土地検査ノ事

一 土地台帳謄本下付ノ事

一 地租ニ関スル計表ノ事

一 地租徴収額ヲ郡役所ニ通知ノ事

雜稅係

一 雜稅ニ関スル營業諸鑑札ノ下付及廢業届ノ事

但、売藥、銃猟ハ此限ニアラス

一 船舶ノ検査及鑑札下付ノ事

但、西洋形船及日本形船積石五拾石以上ノ検査ハ此限ニアラス

一 諸車検印ノ事

- 一 雑税ニ関スル諸台帳整理ノ事
 - 一 諸印紙ノ売下及出納ノ事
 - 一 雑税ニ関スル計表ノ事
 - 一 雑税徴収額ヲ郡役所ニ通知ノ事
- 収納係

- 一 歳入予算決算ノ事
- 一 国税収入及不納処分ノ事
- 一 歳入ニ関スル諸報告ノ事
- 一 国税過誤納下戻并補填金請求ノ事
- 一 地租延納年賦金ノ事
- 一 土地台帳謄本手数料収入ノ事
- 一 地租代米納及預リ米ノ事
- 一 国税未納台帳整理ノ事

第三章 処務順序

第十二条 凡ソ到来ノ文書ハ所長之ヲ受ケテ開緘シ、其一覽ニ止マルモノハ欄外ニ検印シ、機密ニ係ルモノヲ除クノ外ハ之ヲ各係首席者ニ交付スヘシ、但所長自カラ主任トナリ取調ヲ為ス場合ニ於テハ、第十三条以下ノ手続ニ準シ該係ノ收受件名簿ニ記入スヘシ

第十三条 各係首席者ニ於テ前条ノ文書ヲ受クルトキハ、第一式收受件名簿ニ記入シ、且文書ニ番号ヲ付シタル後自

カラ主任トナリ、又ハ他ノ主任ヲシテ処分案ヲ起草シ之ヲ所長ニ出スヘシ、但一覽済ノ捺印アルモノハ記帳其他ノ
手続ヲ了シ、其欄外ニ検印シテ之ヲ編纂スヘシ

第十四条 所長前条ノ回議文書ヲ決判シタルトキハ之ヲ主任ニ返付スヘシ

第十五条 主任決判済文書ヲ受タルトキハ、淨書捺印ノ手続ヲ了シ該係收受件名簿ニ記入シタル後、發送スヘキ文書
ハ其手続ヲ為シ、原書ハ未完結ノ分ヲ除クノ外ハ直ニ之ヲ編纂スヘシ

第十六条 發議ニ係ル事項ハ主任ヨリ回議ヲ出シ、其決判及發送等ノ手続ハ第十三条乃至第十五条ニ準ス、但其發送
及指令回答ノ到達ハ第二号式發議件名簿ニ記載スヘシ

第十七条 發送スヘキ文書ニシテ約束郵便ニ係ルモノハ、約束郵便送達簿ニ其宛名及量目ヲ記入シ、脚夫ヲ以テ發ス
ヘキモノハ脚夫送達簿ニ記入シテ其受領印ヲ徴スヘシ、但約束外ノ郵便物又ハ電信ハ所長ヨリ其切手ヲ受取り之ヲ
貼付スヘシ

第十八条 凡ソ收受文書ハ成ルヘク即日処理シ遅クモ二日ヲ過クヘカラス、若シ二日以内ニ処理シ能ハサル事情アル
モノハ予メ其旨ヲ所長ニ申出ヘシ

第十九条 各係首席者ハ一周日毎トニ收受及發議件名簿ヲ調査シ、收受又ハ發議ノ日ヨリ七日以上ヲ過キ尚完結セザ
ルモノアルトキハ、其件名ニ付箋シテ所長ニ出シ遷延ノ理由ヲ陳述スヘシ

第四章 回議起草

第二十条 回議ハ第三号一式若クハ二式ニ抛リ字格端正ニ之ヲ書スヘシ、但本案ノ遺脱ヲ補ヒ或ハ誤謬ヲ正シ、其他
文字ヲ改竄スルトキハ之ヲ原文ノ右傍ニ朱書シ、原文ハ朱抹シテ認印スヘシ

第二十一条 凡文案ハ旨趣ノ通徹スルヲ旨トシ文飾冗長ニ涉ラサル様注意スヘシ

第二十二條 收受文書ニ起因スル回議ハ事煩難ニシテ長文ノ叙述ヲ要スルモノ、外ハ、成ルヘク第三号ニ式ノ如ク其欄外若クハ余白ヘ文案ヲ記載シ専ラ簡便ヲ主トスヘシ、但營業願ノ如キ定例アルモノハ予テ回議簿ヲ製シ置キ、之ニ其要領ヲ記載シテ措弁スルヲ要ス

第二十三條 却下又ハ訂正ヲ要スルモノハ其事由ヲ第四号式付箋件名簿ヲ以テ回議シ付箋ヲ以テ發送スヘシ、但其付箋ニハ出張所名ヲ書シ所印ヲ捺スヘシ

第五章 雜 則

第二十四條 処分完結ノ文書ハ部目ヲ分チ仮綴リト為シ、一ケ年（歳入決算ニ關スルモノハ、ケ年度）ヲ経ル毎トニ更ニ編纂整理シテ之ヲ保存スヘシ

第二十五條 官報、官報及達書等ハ所長及各係回覽ノ後類別編纂スヘシ、但法律命令等ノ改正増補アルトキハ之ヲ加除整理シ、常ニ現行ノ法令ヲ明確ナラシムヘシ

第二十六條 稅務ニ關スル法律命令及訓示指令等ハ、別ニ其種目毎トニ類別編輯シ執務ノ用ニ供スヘシ

第二十七條 出張所ニ備ヘアル図書ハ第五式ノ書籍目錄ヲ製シ、常ニ其現數ヲ明瞭ナラシムヘシ

第二十八條 毎年一月ヨリ十二月迄ニ処理シタル事項ハ各項毎トニ其概要ヲ摘録シ、翌年一月十日迄ニ收稅長ニ報告スヘシ

第二十九條 出張所ニハ日誌ヲ備ヘ、事務上緊要ノ事項及所員ノ身分ニ關スル事項、其他後日ノ参照トナルヘキ事項ヲ登録スヘシ

第三十條 出張所ノ昇退時限ハ県庁ノ昇退時限ニ準スヘシ

第三十一條 出張所ヨリ發スル文書ハ收受若クハ發議件名簿ノ番号ヲ付記シ、該出張所地名ノ頭字ヲ冠スヘシ（佐原出張所）

所ハ原ノ
字ヲ用フ、其例左ノ如シ

何(地名ノ頭字) 収地第何号(地租係ニ属スルモノ、例)

何(同) 上) 発雜第何号(雜稅係ニ属スルモノ、例)

第三十二条 出張所ニハ出勤簿ヲ備ヘ置キ、毎日出勤ノ時々之ニ捺印スヘシ

第三十三条 出張所ニハ所員及ヒ雇員ノ内一人ツ、輪番法ヲ以テ宿直スヘシ

第三十四条 所長ハ郵便切手電信切手ヲ管守シ、其受払簿ヲ製シ日々元受払残高ヲ記入スヘシ

第三十五条 約束郵便ニ係ルモノハ一ヶ月毎トニ合計シ、翌月五日限り収稅長ニ報告スヘシ

〔書式は省略〕

(昭43 東京 98 - 1)

2 明治22年6月 収稅部出張所設置に付心得

来ル七月一日ヨリ収稅部出張所設置ニ付、該出張所ト租稅検査員派出所ト関涉スル事項、左之通心得可シ

明治廿二年六月廿五日

収稅長 持田直澄

収稅部佐原出張所長

収稅属 山崎孫吉殿

第四区租稅検査員佐原派出所主幹

収稅属 皆川久太郎殿

- 一 出張所ハ従前ノ派出所ト合併スルモノトス、但事務ハ彼此區別ヲ立テ相混同セサルモノトス
- 一 出張所在勤雇員ノ内一人ハ当分派出所ノ事務ヲ兼ヌルモノトシ、出張所長検査員主幹協議ノ上其人ヲ指定シテ之ヲ命シ、追テ其人名ヲ報告スヘシ
- 一 派出所ニ検査員不在ノ時検査員宛ヲ以テ到達シタル文書ハ、出張所員ニ於テ之ヲ受ケ置キ、検査員返所ノ後交付スヘシ
- 一 出張所事務ノ内、土地異動ニ関シ臨時検査ヲ要スルモノ、又ハ臨時船舶ノ検印ヲ願出タル場合ニ於テ、特ニ至急ヲ要スルトキハ、便宜検査員ニ其検査ヲ囑託スルヲ得、此場合ニ於テ検査員ハ主掌ノ事務ニ強テ差支ヘナキ限りハ、其囑託ニ応シ之ヲ措弁スヘシ
- 一 官報及県報ハ出張所及派出所ニ対シ各一部ヲ配付スヘキニ付、回覧済ノ上ハ出張所ニ於テ編纂保存スヘシ、但従前派出所ニ配付シタル分モ自今共用スベシ
- 一 派出所ノ小使ハ出張所開設以後、両所ニ兼用スルモノトス
- 一 湯呑所備付器具類桶、盥、大火鉢、灯火器等ノ類ハ総テ共用スルモノトス

(昭54 東京 143)

3 明治23年11月 千葉県直税分署・間税分署の設置

直 税 分 署
間 税 分 署
元 收 税 部 出 張 所
元 租 税 檢 査 員 派 出 所

今般直税分署間税分署設置ニ付テハ、元出張所派出所ニ於テ取扱ニ係ル事務授受ノ手續、其他左ノ通相心得ヘシ

明治廿三年十一月六日

千葉県収税長 立石包正

一 元収税部出張所及元租税検査員派出所ノ事務ハ、直税分署間税分署管掌事項ノ區別ニ従ヒ目録書及演説書ヲ作り、遅クモ本月十日限り各分署ヘ引継ヲ為スヘシ

但、本文ノ手續ヲ了シタルトキハ、其目録書ノ写ヲ添ヘ授受者連署ヲ以テ開申スヘシ

一 両分署ノ表札ハ元出張所及派出所ノ表札ヲ削リ直シ、左ノ通書改ムヘシ

但、従前一枚ノ表札ヘ二行ニ記載シタルモノハ、仍ホ其例ニ依ルヘシ

千葉県直税署何（地名）分署

千葉県間税署何（地名）分署

一 官報県報ハ両分署ニ対シ各一部ヲ配付スヘキニ付、回覧済ノ後ハ直税分署ニ於テ編纂保存シ、須要ノ時々閱覽ニ供スヘシ

- 一 宿直ハ一人ヲ以テ兩分署ヲ兼ヌルモノトシ、兩分署員及傭員中輪番法ヲ以テ其當番ヲ定ムヘシ
- 一 小使ハ一人ヲ以テ兩分署ニ兼用スヘシ
- 一 湯呑所備付器具其他従前共用ニ係ルモノハ、仍ホ其例ニ依ルヘシ

達第三六七号

直 税 署
間 税 署

直税分署・間税分署処務規程、別紙ノ通相定ム

明治廿三年十一月九日

千葉県知事 藤島正健

千葉県直税分署間税分署処務規程

第一章 組織

第一条 直税分署間税分署二分署長各一人、分署員若干ヲ置キ、収税属ヲ以テ之ニ充ツ

第二条 直税分署間税分署ニ傭員ヲ置キ、分署長ノ指揮ニ依リ庶務ニ従事セシム

第二章 職務

第三条 直税分署長間税分署長ハ法律命令ニ従ヒ其事務ヲ掌理ス

第四条 直税分署長間税分署長ハ分署員ニ事務分掌ヲ命スルトキハ、而時之ヲ直税署長間税署長ニ報告スヘシ

第五条 直税分署長間税分署長ハ分署員ヲ指揮監督シ、其功過ヲ直税署長間税署長ニ具状スルコトヲ得

第六條 直税分署長間税分署長ハ指定ノ旅費予算内ヲ以テ管轄内ヲ巡回シ、及ヒ分署員ニ出張ヲ命スルコトヲ得

但、管轄外ニ出張ヲ要スルトキハ予メ直税署長間税署長ノ指揮ヲ受クベシ、但至急ノ場合ハ出発ノ際事由ヲ具シテ届出ヘシ

第七條 直税分署長間税分署長ハ指定ノ予算内ヲ以テ小使ヲ進退スルコトヲ得

第八條 直税分署長間税分署長ハ管掌ノ事務ニツキ、他ノ直税分署間税分署、裁判所、郡役所、警察署、町村役場等へ照会応答スルコトヲ得

第九條 分署員ハ署長ノ指揮ヲ承ケ各事務ニ服ス

第三章 事務概目

第十條 直税分署管掌ノ事務概目、左ノ如シ

- 一 土地台帳及地図整理ノ事
- 一 土地検査ノ事
- 一 直接国税徴税令書ノ事
- 一 歳入決算ノ事
- 一 直接国税及ヒ間接国税収入之事
- 一 滞納処分ニ関スル事
- 一 歳入ニ関スル計表ノ事
- 一 過誤納下戻金并補填金調査ノ事
- 一 登記印紙料、訴訟用印紙料、土地台帳謄本手数料、煙草証約金収入ノ事

一 町村交付金ノ事

第十二条 間税分署管掌ノ事務概目、左ノ如シ

一 間接国税ヲ課スル諸營業及ヒ船舶ノ鑑札下付ノ事

但、売薬銃獵ハ此限ニアラス

一 酒造營業者納税保証及ヒ煙草營業者証約ニ関スル事

一 船車検印ニ関スル事

一 間接国税徵税令書ノ事

一 間接国税賦課ニ関スル計表ノ事

一 間接国税検査ノ事

一 間接国税犯則者処分ノ事

一 諸印紙売下ニ関スル事

4 明治26年12月 長野県収税署処務細則

長野県達甲第二百二十八号

其署処務細則、別冊ノ通相定ム

収
税
署

(昭53 東京 33)

明治廿六年十二月一日

長野県知事 浅田徳則

長野県収税署処務細則

第一条 各収税署ニ直税係・間税係ヲ置ク

第二条 各収税署ニ署長ノ外収税属若干名ヲ配付シ各係ニ分属セシム、署員ノ分掌ハ署長之ヲ定ム

署長事故アルトキハ首席ノ署員其事務ヲ代理ス

第三条 直税係ニ於テハ左ノ事務ヲ取扱ハシム

一 直税ニ関スル台帳及諸表ヲ整理スルコト

二 土地台帳及地図ヲ整理スルコト

三 土地検査ノコト

四 直税ノ調定並ニ証憑書類調理ニ関スルコト

五 直税ノ徴税令書発付ニ関スルコト

六 直税ノ賦課計算書ヲ調製スルコト

七 直税ノ過誤納下戻ニ関スルコト

八 納租者ノ異動ヲ町村長ニ通知スルコト

九 土地ノ異動ヲ登記所ニ通知スルコト

十 土地台帳ノ謄本ヲ下付スルコト

十一 国税ノ徴収ニ関スルコト

- 十二 国税収入ノ諸報告並ニ帳簿整理ノコト
 - 十三 国税収入ノ証明ニ関スルコト
 - 十四 国税徴収ノ延期ニ関スルコト
 - 十五 国税滞納処分ニ関スルコト
 - 十六 国税亡失ノ訴願ニ関スルコト
 - 十七 町村交付金ニ関スルコト
 - 十八 庶務及用度ニ関スルコト
- 第四条 間税係ニ於テハ左ノ事務ヲ取扱ハシム
- 一 間接ニ関スル台帳及諸表ヲ整理スルコト
 - 二 間税ニ関スル營業鑑札下付ノコト
 - 三 船車検印ノコト
 - 四 間税ノ測定並ニ証憑書類調理ニ関スルコト
 - 五 間税ノ徴税令書発付ニ関スルコト
 - 六 間税ノ賦課計算書ヲ調製スルコト
 - 七 間税ノ過誤納下戻ニ関スルコト
 - 八 諸印紙類売捌人ニ関スルコト
 - 九 酒造業者納税保証ニ関スルコト
 - 十 煙草業者証約金ニ関スルコト

- 十一 間接検査ノコト
- 十二 間接検査ニ関スル台帳及諸表整理ノコト
- 十三 間税犯則者処分ニ関スルコト
- 十四 保管物及供託物ノ受領書保管ニ関スルコト
- 第五条 凡ソ收受シタル文書ハ收受件名簿ニ登記シ、署長検印ノ上主任ニ交付シテ処理セシムヘシ、主任ハ第六条ノ場合ヲ除ク外、別紙ヲ以テ文案ヲ起草シ署長ノ決判ヲ經テ施行スヘシ
- 第六条 左ニ掲クル事件ハ署長ノ検印ニ由リ即決シ、処分ノ要領ヲ其書面ノ欄外ニ記載シテ主任検印スヘシ
 - 一 土地台帳謄本下付願
 - 二 国税ニ関スル鑑札下付願 酒造税ヲ除ク
 - 三 自家用料酒類免許届
 - 四 船車検印願
 - 五 右ノ外営業ニ関スル諸願届
- 第七条 凡ソ發送スル文書ハ各其係ニ於テ淨書校合若クハ檢算シ、署長ノ檢閱ヲ經テ發送スヘシ
- 第八条 署長ハ主管ノ事務ニ就キ各收税署、裁判所、郡役所、警察署、町村役場等ニ照会往復スルコトヲ得
- 第九条 署長ハ滞納処分其他須要ノ場合ニ於テハ随時署員ヲ派出セシムルコトヲ得、但土地及間税検査ニ付テハ別ニ定ムル所ニ拠ルヘシ
- 第十条 署長ハ出勤簿ヲ檢閲シ署員ノ勤惰ヲ監督スヘシ
- 第十一条 署長ハ小使ノ進退ヲ処分スルコトヲ得、但施行ノ後之ヲ收税部長ニ報告スヘシ、其給額ノ増減ニ関スルモ

ノ八部長ノ指揮ヲ受クヘシ

第十二条 収税署ハ署員一名及小使ヲ以テ宿直セシムヘシ、但検査員ハ宿直ヲ除クコトヲ得

(平 2 関信 37)

5 明治26年12月 山形県稅務監督規程

内達第一八号

稅務監督規程別紙之通り創定相成タル旨、大藏大臣ヨリ内訓有之候ニ付テハ、右ニ準拠施行セラル可シ

明治廿六年十二月五日

山形県知事 長谷部辰連印

収税長 藤堂景泰殿

稅務監督規程

第一条 稅務監督ハ分テ定時、臨時ノ二ト為シ、定時監督ハ一年一回収税署事務ノ全部ニ就キ、臨時監督ハ其特ニ要スル事務ニ就キ収税長之ヲ行フモノトス

第二条 監督ヲ為スヘキ要項左ノ如シ

- 一 諸稅賦課徴収ノ取扱方其宜シキヲ得ルヤ否
- 二 収税署事務ノ順序ニ從ヒ、諸般ノ簿書図面整理シアルヤ否、但此場合ニ於テハ簿書図面ノ材料タル人民ノ願届

又ハ官署ノ往復書類ヲモ照査スルヲ要ス

三 検査施行ノ疎密、巡回順路ノ適否及署員ノ勤惰、若クハ担任ノ軽重

四 滞納者及犯則者処分ノ当否

五 保管ニ属スル物品ノ取扱方宜シキヲ得ルヤ否

第三条 監督ハ収税署内部ノ処務ヲ檢閲スルノ外、便宜營業人等ニ就キ検査ノ模様ヲ視察スルモノトス

第四条 監督上成規例格ニ反シ、若クハ取扱方妥当ナラサル事項ヲ発見シ、必要ト認ムルトキハ署長ヲシテ答弁書ヲ

差出サシムルモノトス

第五条 監督中ハ日誌ヲ作り檢閲又ハ視察ニ係ル事項ヲ記載スルモノトス

第六条 監督ヲ了シタルトキハ、其状況ヲ記述シテ復命書ヲ作り、府県知事ニ具申スルモノトス

(昭44 仙台 43)

6 明治28年3月 収税署の郡役所からの分離

明治廿八年三月廿日

菊地収税属㊤

収税部長㊤

知事㊤

内務部長㊤

今般廿八年度徴収費配賦相成候処、雜費ニ於テ増額セラレタルニ付、大河原、吉岡、古川、築館、佐沼ノ五

收税署ハ郡役所ヨリ分離設置ノ旨、大蔵大臣へ御報告相成可然乎、尚該郡長へ御達案共相伺候

今般廿八年度内国税徴收費予算御配賦相成候ニ付、大河原、吉岡、古川、築館、佐沼ノ五收税署ハ更ニ民屋ヲ借入レ、来廿八年度ヨリ移転致候条、此段及報告候也

年 月 日 知事

大蔵大臣宛

収徵発第八四二号

柴田、黒川、志田、栗原

(各通)

登米 郡 長

某收税署ハ其郡庁舎内ニ設置致来候処、来ル五月一日ヨリ更ニ民舎ヲ借入レ移転候条、此旨心得ヘシ

年 月 日 知事

(平 18 仙台 69)

7 明治29年6月 宮城県收税部事務引継演説書

(表紙)

事務引継演説書

演 説 書

今般転任ニ付收税部事務引渡之件、別紙之通及演説候也

明治廿九年六月廿九日

宮城県収税長 南 挺三殿

元宮城県収税長 山田揆一印

一 海嘯災害反別調査之件

本月十五日ニ起リタル本吉・牡鹿・桃生三郡ノ沿岸ニ於ル海嘯被害ノ反別ハ詳細之ヲ調査スルノ心算ナリシモ、該災害ノ状況頗ル慘憺ヲ極メ人畜ノ死傷家屋ノ流失非常ニ夥シク、其他死体ノ発掘負傷者ノ救護等焦眉ノ急務ニ忙シク、県下ノ官民挙ケテ之ニ従事スルノ実況ニシテ、災害地ニ対スル詳細ナル調査ノ如キハ行届兼、依テ其大数ヲ調査セシニ別表ノ通ニ有之候、事情前述ノ次第ニ付可然御処理有之度候

但、災害當時ノ現況ハ主任課長等ヲシテ視察セシメ置キ候

一 地図照合之件

右ハ現在備付ノ地図ニシテ往々土地台帳ト相違ノ廉アルヲ発見セシニ依リ、各収税署長ニ訓令シ之レカ照合ヲナサシメタルモ、尚ホ不充分ノ部分アルヲ以テ、之ニ対シ再照合ヲ命シ客歳中ニ於テ着手セシメタルモ、何分各署トモ人少余暇ナク目下未タ整頓ニ至ラサルニヨリ宜ク御処理有之度候

一 共有地連名簿調製之件

右連名簿従来備付ノ帳簿ハ不完全ノモノニ付、廿七年ニ於テ書式ヲ定メ其新調方ヲ訓令シ、全ク之レカ完了ヲ告ケタルハ二三収税署ニ過キスシテ他ハ調製中ニ在リ、宜シク御処理有之度候

一 所得税調査之件

右ハ現今下調ニ関スル材料調査中ノ処、各地方ヨリ材料事項ノ通報達セサル向モ有之、加ルニ本年ハ当師団將校

ノ凱旋多クハ四五兩月ノ間ニ在リシヲ以テ、從軍中ニ係ル俸給所得控除等ノ為メ調査上大ニ繁雜ヲ覺ヒタリ、彼是目下調査中ニ係ルヲ以テ、宜シク御処理有之度候

一 二十九年 度間稅檢査計畫之件

本年度間稅檢査ノ計畫ハ別表ノ通ニ有之、而シテ本年十月ヨリ酒造稅法、自家用酒稅法、混成酒稅法ノ実施アル等ニ依リ、計畫變更ノ必要ヲ生スヘキヲ予想シ、十月ヨリ來三月ニ至ル六ヶ月分ハ未タ示達致サス候、宜シク御處理相成度候

一 諸稅則違犯者之件

本年一月以降ニ於テ諸稅則違犯者中本部ノ処分ニ屬スルモノ三拾四人アリテ、悉皆処分ヲ了シ、外一人柴田郡大河原町酒造營業人「個人名省略」ナル者、清酒七拾貳石八斗壹升五合ヲ隱蔽販賣シタルニ、本人逃亡所在不分明ナリシカ故ニ、処分法第十四條ニ依リ間稅官吏ヨリ直チニ所轄裁判所檢事ヘ告發シ、第一審ニテ有罪ノ宣告ヲ受ケ目今第二審中ニ有之候

一 葉煙草耕作反別及收穫調査之件

右ハ主稅局長ノ照會ニ基キ屈洩ナカラシムル様町村長ヲシテ注意セシムヘキ旨、各郡長ニ向テ通知シ置キタリ、而シテ實際ノ調査ハ現今未タ全ク移植シ終ラサルノ時期ナルヲ以テ其計畫ヲ為サス、尤モ之レカ調査ニ要スル旅費ハ別途配付ヲ受ケアルヲ以テ、相当ノ時期ニ於テ宜シク御處理有之度候

海嘯被害地反別概算表

桃			吉										本			郡名			
計	宮戸	大川	十五浜	計	大島	唐桑	鹿折	松岩	階上	大谷	御岳	小泉	歌津	志津川	戸倉	十三浜	村名	町名	地目
二〇、七六一四	、四六〇〇	、五七二九	一九、七二一五	一五二、三九〇〇	一六、一七〇〇	一四、七二〇〇	、八〇〇〇	一、六一〇〇	一六、七二〇〇	二六、五七〇〇	四、二三〇〇	一九、七二〇〇	二〇、七八〇〇	一四、〇一〇〇	八、九六〇〇	八、一〇〇〇			畑
五、〇〇一六			五、〇〇一六	六五、九〇〇〇	一、〇〇〇〇	、一五〇〇	、一〇〇〇	、一〇〇〇	三、五〇〇〇	五、五〇〇〇	、一〇〇〇	二、六〇〇〇	二一、〇〇〇〇	一五、八〇〇〇	二、二五〇〇	三、六〇〇〇			郡村宅地
、一八〇二			、一八〇二																塩田
四四、三七二二	一、五七二四	一六、三五二三	二六、四四〇五	四二八、一八〇〇	二五、七七〇〇	四一、五七〇〇	二、七〇〇〇	七、八一〇〇	四一、九二〇〇	七七、〇一〇〇	五、九二〇〇	五七、九二〇〇	六四、二一〇〇	六二、〇〇〇〇	二〇、三五〇〇	二一、〇〇〇〇			計

処分未済事件

- 一 玉造郡西大崎村下野目千葉儀作外二名ヨリ願出ニ係ル脱落地編入之件
- 一 右ハ其筋稟申相成居候ニ付、指令次第宜シク御処理有之度候
- 一 仙台市北一番丁桑島孟ヨリ願出ニ係ル共有墓地区域訂正之件
- 一 右ハ願人所有墓地ノ隣地ナル官有地ヲ払受ケタルモノ該墓地ヲ侵墾セシト云フニアリ、又一方ハ払受ノ個所ナリト主張シ、内務部ニ於テハ地押當時ノ誤調ナリト云フ、依テ払下當時ノ書類ニ拠リ何分ノ取計ヲナスヘキ心算ニテ、主務課長ヲシテ該書類ヲ回付スヘキ旨ヲ内務部第二課ヘ交渉セシメ、同課ニ於テ取調中ノ筈ニ付宜シク御処理有之度候
- 一 黒川郡吉岡町長ヨリ土地台帳ノ所有主名前訂正方上申之件
- 一 右ハ同町桜井卯吉ノ名前ハ誤謬ナルニ依リ、龍善院ノ名前ニ訂正アリタシトノ上申ナルヲ以テ、之レカ事實ヲ調査スルニ、同院ハ無住無檀ナルニ依リ自然官有ニ歸スヘキモノナルカ如シ、故ニ廃寺トナリシ年月等取調中ニ付宜シク御処理有之度候
- 一 酒造造石税免除及徴収猶予ノ件
- 一 酒造営業者ニシテ海嘯ノ災害ニ罹リ全部流失ノモノ六戸アルモ、刻下死体ノ搜索負傷者ノ救護等焦眉ノ急アルヲ以テ、其廃棄ニ歸シタル石敷又ハ徴収猶予ニ屬スヘキ員額ハ、未タ精査ヲ遂グルノ時機ニ達セサルニ付、相当ノ御措置有之候
- 一 犯則処分委員会規則
- 一 下検査委員会規程

一 徵稅費仕私命令按檢視委員會規程

右ハ事務操從上便宜ノ為メ之ヲ設ケ置ケリ

一 本吉收稅署移轉延期ノ件

本吉收稅署ハ從來郡役所構内ニ設置致來候処、來ル七月一日ヨリ民屋ヲ借受ケ移轉セシムルノ目的ヲ以テ、家屋借料ノ増額ヲ請求シ之ガ配付ヲ受ケタリシガ、同地ニハ收稅署ニ用フヘキ適當ノ貸家ナク、指支ノ場合收稅署用トシテ家屋及倉庫ヲ建築シ貸上希望ノモノアルニ依リ之ヲ借入ル、ノ計画ナリシニ、不幸ニシテ今回海嘯ノ災害ヲ被リ、落成借入ノ期ヲ延ブルノ已ムヘカラサルニ立至リタルニ付、宜シク御処理相成度候

一 收稅部署現在定員之件

收稅部署定員ハ元土地区域ノ広狭、道路便通ノ難易、町村役場ノ數、并ニ課稅物件ノ多寡等ヲ斟酌シテ之レヲ配置セシモ、經驗上前示ノ標準ニ依ルヘカラサルモノアルヲ以テ、實際ノ必要ニ基キ遂ニ現今ノ如ク配置スルニ至レリ、而シテ其事務分掌ハ左ノ如シ

收稅部各課并各收稅署事務分担調

課及署	係別	本(兼)	官氏名	係別	本(兼)	官氏名
賦稅課長			三瓶篤			
課員	間稅		芳賀昌治	同		小林文作
	直稅		阿部敬臣	同		阿部景毅
			小野寺一郎	間稅		阿部慶朔
			長谷孝治郎	同	雇	芹立文吾

	徴収課長						
	課員	會計(物品)	收税属	赤山幸友	物品(会計)		岸卯一郎
		文書		相沢実寿	同		山田麟
		文書	雇	桜井周助	物品(会計)	雇	田辺強介
	仙台収税署長		收税属	木幡方清			
	署員	間税及収入		千葉清直	間税及検査		山元堪七
		間税及検査		和田朔蔵	同		小関卯之助
		直税		砂金利兵衛	間税及検査		中目博記
		直税		犬飼貞吉	間税及検査		小笠原友助
		間税及収入	雇	高橋官太夫	間税及検査		月々沢慶一郎
		直税		真山輔光	直税	雇	高橋保庸
		間税及収入	雇	大元源七			
	仙台収税署 原町派出所	間税及収入	收税属	石原山三郎	同	雇	岩部順承
		同	雇	寺西純一			
	長町収税署長		收税属	白極誠一			
	署員	直税		渡辺親満	同		別所己七郎
		間税及収入		鈴木龍吾	間税ノ検査		横沢孫一郎
		同		石川吉力	間税及収入		庄司繁次郎

間税及収入	雇	袋 熊彦	直税	雇	高橋善右衛門
直税	雇	高橋惣治郎			
佐沼收税署長心得	收税属	中野泰太郎	直税		高橋真道
署員		渡辺鋳三郎			
間税及収入		鈴木 毅	同		一色範方
間税検査		潮田隆男	直税	雇	佐藤完実
直税	雇	高橋真吉	間税及収入	雇	高橋 正
同		齋藤永宜			
本吉收税署長	收税属	金森文吉	同		三浦修紀
署員		佐々木慶次郎	間税及収入		木村徳治
間税検査	雇	但木精一			
直税		守屋喜清			
石巻收税署長	收税属	男沢源太郎	直税		吉田友直
署員		島田大太郎	間税検査		広西復三
間税検査		遠藤帛松	間税検査		皆藤郁郎
同		佐藤源三郎	間税及収入	雇	板橋敬三郎
間税及収入	雇	奥口左西			
直税	收税属	江田直人	同	雇	高橋重四郎
間税及収入					
同					

石巻收税署
飯野川派出所

	大河原収税署長		収税属	日下吉蔵		
	署員	間税ノ検査		熊谷平蔵	直税	安部厚治
		間税ノ検査		松本房之助	直税	平間仁平
		間税及収入		鈴木氏嘉		
	角田収税署長		収税属	富田喜平治		
	署員	直税		高坂右源治	間税ノ検査	七宮廉平
		間税及収入		大関胞治	直税	築瀬 真
		間税ノ検査		高橋左右吉	直税	雇 佐藤亀蔵
記						
一	内国税徴収費予決算及会計		拾冊	一	印紙受払	三冊
一	庁中達		貳冊	一	令達草按	六冊
一	地押関係		貳冊	一	地押成蹟	老冊
一	荒地免租誤謬地		同	一	庶務会計雑書	同
一	收納雑件		同	一	地租	三冊
一	所得税		四冊	一	船車証券印紙鑑札	老冊
一	菓子烟草		同	一	売菓	同
一	酒造白家用料酒鬻麴販売		同	一	烟草印紙	同

—	租税公売処分	同	—	賦税地租地所疆界	同
—	地租雑件	五冊	—	諸税表	三冊
—	庶務雜件	三冊	—	地租台帳	六冊
—	荒地台帳	三冊	—	開墾地台帳	貳冊
—	歛下年期ヲ付与セサル開墾地台帳	老冊	—	地目交換地台帳	同
—	追加地租台帳	同	—	新開地免租年期台帳	同
—	免租地台帳	同	—	低價年期地台帳	同
—	荒地變更地々価据置年期台帳	同	—	地目交換地価据置年期台帳	同
—	明治廿三年地租前年比較増減表	同	—	同年地租賦課計算書	同
—	地類交換地台帳	同	—	開拓地歛下年期台帳	同
—	明治廿三年免租地反別表	同	—	仙台市所得税台帳	五冊
—	同 所得税臨時下調査	三冊	—	同 調査委員会決議書	同
—	同 調査委員名簿	同	—	同 所得金高届書	八冊
—	同 所得税調査事由書	貳冊	—	同 検税統計台帳	八冊
—	課税物件台帳	貳冊	—	同 税則違反件名簿	同
—	蔵書記目	老冊	—	同 検地帳目録 付一筆限帳目録	老冊
—	但、記載ノ帳簿共		—	但、前同	
—	諸印紙		—	諸物品	

帳簿現在之通

前同

右及引継候也

明治廿九年六月廿九日

元宮城県収税長 山田揆一印

宮城県収税長 南 挺三殿

(平 18 仙台 69)